



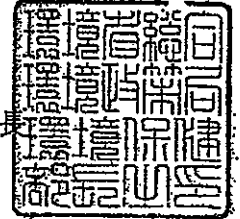
環企発第 081021002 号

平成 20 年 10 月 21 日

独立行政法人環境再生保全機構

理事長 殿

環境省総合環境政策局環境保健部長



石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律等の施行（救済給付の支給関係の施行）について（通知）

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成 20 年 6 月 18 日法律第 77 号をもって公布され、また、これに伴う石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令が平成 20 年 10 月 9 日環境省令第 14 号をもって公布され、いずれも平成 20 年 12 月 1 日から施行されることとなった。

改正の内容（救済給付関係）は下記のとおりであるから、貴職におかれては、下記の事項に十分留意され、改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「新法」という。）の施行及び周知の徹底に遺憾なきを期されたく、格段の御協力をお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「旧法」という。）は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として、平成 18 年に制定され、民事上の責任とは切り離して、事業者、国及び地方公共団体の費用負担により健康被害者に対し各種救済給付の支給を行い、その救済に大きな役割を果たしてきたところである。

今般、医療費等の支給対象期間の拡大、認定の申請を行うことなく死亡した者の遺族に対する救済、特別遺族弔慰金等の請求期限の延長等を求める切実な声に対し、一刻も早く、適切に答えていくという強い認識に基づき、これらを

内容とする救済の充実を図る旨の改正が行われたものである。

第2 医療費及び療養手当の支給対象期間の拡大等

日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定は、旧法においては、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生じ、すなわち医療費においては申請日から、療養手当においては申請日の属する月の翌月分から支給することとされているが、新法においては、当該認定に係る指定疾病の療養を開始した日（その日が当該認定の申請のあった日の3年前の日前である場合には、当該申請のあった日の3年前の日。以下「基準日」という。）にさかのぼってその効力を生ずること、すなわち医療費においては基準日から、療養手当においては基準日の属する月の翌月分から支給することとされたこと。

また、認定を受けた者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡した場合において、当該指定疾病に関し支給された医療費及び療養手当（以下「医療費等」という。）の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、当該死亡した者の遺族に対し、その差額を救済給付調整金として支給することとされたこと。

第3 制度発足後における未申請死亡者の扱い

旧法においては、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に関し認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して施行日（平成18年3月27日。以下同じ。）以後に死亡した者（以下「未申請死亡者」という。）は、救済給付の支給対象とならなかったが、新法においては、未申請死亡者の遺族に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族弔慰金等」という。）を支給することとされたこと。未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の支給の請求期限は、当該未申請死亡者の死亡の時から5年であること。

第4 施行前死亡者の特別遺族弔慰金等の請求期限

旧法においては、施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の支給の請求期限は、施行日から3年とされていたが、改正法により、施行日から6年（平成24年3月27日まで）に延長されたこと。

第5 事業所の調査等

新法においては、救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供するため、石綿を使用していた事業所の調査及びその結果の公表並びに石綿による健康被害の救済に関する制度の周知を徹底するものとされたこと。また、それらの実施に当たっては、関係行政機関が相互に密接な連携を図りながら協力しなければならないものとされたこと。

第6 経過措置

今般の改正に伴う経過措置として、以下の規定が設けられていること。このため、機構が把握している該当者への連絡について、遺漏なきよう努められたい。

(1) 新法の施行前にされた認定、決定及びこれらに係る救済給付等の扱いについて

- ① 新法第4条第4項、第5条第3項、第6条第1項及び第16条第2項の規定は、改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）前にされた法第4条第1項の認定、法第5条第1項の決定及びこれらに係る法第3条の救済給付についても適用する。
- ② 改正法施行日前に死亡した新法第20条第1項第2号の未申請死亡者に係る新法第22条第1項の特別遺族弔慰金等の支給の請求に関する同条第2項の規定の適用については、同項中「当該未申請死亡者の死亡の時」とあるのは、「改正法施行日」とする。
- ③ 新法第23条の規定は、法第4条第3項の被認定者が平成20年3月27日から改正法施行日の前日までの間に死亡した場合についても適用する。この場合において、新法第23条第3項において準用する新法第19条第2項中「被認定者が死亡した時」とあるのは、「改正法施行日」とする。

(2) 改正法施行日前に救済給付調整金が支給された場合における取扱いについて

改正法施行日前に法第23条第1項の救済給付調整金が支給された場合には、当該救済給付調整金に係る指定疾病に関し支給すべき法第4条第1項の医療費でまだ支給されていないもの及び法第16条第1項の療養手当でまだ支給されていないものの合計額が当該救済給付調整金の額を超えるときに限り、当該医療費及び当該療養手当を支給する。この場合においては、当該医療費の額又は当該療養手当の額から当該救済給付調整金の額を控除するものとする。

第7 運用に当たっての留意事項について

以上の改正法の内容を踏まえた、新法の運用に当たっての留意事項は別紙のとおりであること。